

○犯罪統計の事務処理に関する訓令

(平成15年12月25日本部訓令第20号)

[沿革] 平成20年3月本部訓令第16号、24年3月第5号、12月第18号、26年2月第2号、28年2月第3号、29年3月第4号、令和元年12月第26号、4年10月第15号、5年3月第6号改正

犯罪統計の事務処理に関する訓令(昭和54年6月奈良県警察本部訓令第13号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、奈良県警察における犯罪統計の事務処理について必要な事項を定めることにより、事務の合理化及び迅速化を図り、もって警察業務の効率的な運営に資することを目的とする。

(準拠)

第2条 奈良県警察における犯罪統計事務は、犯罪統計規則(昭和40年国家公安委員会規則第4号)、犯罪統計細則(昭和46年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。)及び犯罪統計事務処理要領の改正について(令和4年3月30日付け警察庁丙支発第5号。以下「刑事局長通達」という。)に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(犯罪統計事務の主管課等)

第3条 犯罪統計事務の主管課(以下「本部主管課」という。)は、別表のとおりとする。

2 交通部交通企画課の主管に係る交通事故事件認知・検挙票並びに交通部交通指導課の主管に係るひき逃げ・あて逃げ事件検挙票及び交通法令違反事件検挙票に関する事務処理要領については、別に定める。

(運用管理責任者)

第4条 警察本部及び警察署に運用管理責任者を置く。

2 運用管理責任者は、警察本部にあつては刑事部捜査支援分析課長を、警察署にあつては警察署長をもって充てる。

3 運用管理責任者は、犯罪統計事務の適正かつ円滑な運用に努めるとともに、当該事務に係る総括的な責に任ずる。

(審査責任者)

第5条 警察本部及び警察署に審査責任者を置く。

2 審査責任者は、警察本部にあつては刑事部捜査支援分析課課長補佐(企画担当)を、警察署にあつては刑事課長(奈良警察署、天理警察署及び橿原警察署にあつては刑事

第一課長)をもって充てる。

- 3 審査責任者は、運用管理責任者を補佐し、犯罪統計事務を適正かつ円滑に実施するため、犯罪統計原票(以下「原票」という。)の作成及び審査に関する総括的な事務を行う。

(審査担当者等)

第6条 警察署に審査担当者及び報告担当者(以下「審査担当者等」という。)を置く。

- 2 警察署の運用管理責任者(以下「署運用管理責任者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を審査担当者等に指定するものとする。この場合において、署運用管理責任者は犯罪統計事務に支障をきたすことのないよう、あらかじめ複数の者を指定しておくものとする。

(1) 審査担当者 原票に係る事件主管課(係)の係長又は主任

(2) 報告担当者 刑事課(奈良警察署、天理警察署及び橿原警察署にあっては刑事第一課)の係長以下の職員

- 3 署運用管理責任者は、審査担当者等を指定し、又は解除したときは、その都度、審査担当者等の係、階級及び氏名を本部主管課の長あてに報告するものとする。

(コードの設定)

第7条 犯罪統計事務に使用する交番・駐在所のコード及び条例違反コードは、別に定める。

(本部主管課の事務)

第8条 本部主管課は、第13条の規定により報告された原票が枚数審査に該当した場合の当該審査及びその結果に基づく登録、訂正、削除等の事務を行うものとする。

- 2 本部主管課は、前項に定める事務のほか、原票内容の誤報告に伴う、訂正登録又は削除登録を一括して行うものとする。

(原票の作成)

第9条 原票の作成は、刑法犯認知情報票については被害届の受理等により事件を最初に取り扱った警察官、その他の原票については当該事件の主たる処理を行った警察官(被害回復に係る刑法犯検挙情報票にあっては、当該被害品回復の手続きをした警察官、他機関引継被疑者補助票にあっては、入国審査官若しくは入国警備官への通報又は入国警備官への身柄の引渡しを行った警察官)がこれを行うものとする。

- 2 関東管区警察局から原票の作成について依頼を受けたときは、依頼を受けた警察署において当該原票に係る事件を主管する係の警察官がこれを作成するものとする。

- 3 原票の作成は、刑事局長通達に定める様式に基づき、所定の項目を記載して行うものとする。

(原票の提出)

第10条 原票を作成した者は、記載内容に誤りのないことを確認の上、所属の審査担当者に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、警察署に勤務する者以外の者が原票を作成したときは、記載内容に誤りのないことを確認の上、当該事件の発生場所若しくは認知場所を管轄する奈良県内の警察署又は当該事件の主たる処理を行った警察署の審査担当者に提出するものとする。

3 前2項の規定によりがたい特段の事情がある場合は、その都度本部主管課に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(提出期限)

第11条 原票の提出は、作成後速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、刑法犯認知情報票の提出は、犯罪を認知した当日に行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(原票の内容審査等)

第12条 審査担当者は、原票の提出を受けたときは、速やかに関係書類等と照合して記載内容の審査を行い、報告担当者に回付するものとする。

2 審査担当者は、原票の記載内容に誤りがあると認める場合又は第14条に規定する電子情報処理組織による内容審査に該当したことの通報を受けた場合は、作成者に照会の上、訂正等の必要な措置をとるものとする。

(原票の内容の報告)

第13条 報告担当者は、原票の回付を受けたときは、速やかにその内容をあらかじめ指定された方法により電子情報処理組織を使用して警察庁へ報告するものとする。

(電子計算処理組織による内容審査)

第14条 報告担当者は、前条の報告時に行われる電子情報処理組織による内容審査に該当（エラーが表示されることをいう。）したときは、速やかに審査担当者に通報の上、訂正等を行うものとする。

(報告済み原票の管理等)

第15条 報告済み原票は、警察庁へ報告した日の属する月の翌月の末日まで保存するものとする。

2 原票は、施錠のできる保管庫等を用いて保管するものとする。

3 保存期間を経過した原票は、裁断、焼却その他復元できない方法により廃棄しなければならない。

(刑法犯認知情報票の検索)

第16条 署運用管理責任者は、管轄区域外の発生に係る事件を検挙した場合には、当該検挙情報票に該当する刑法犯認知情報票を検索し、警察庁への報告の有無等について確認するものとする。

(情報票の移送)

第17条 細則第9条の規定に基づく刑法犯検挙情報票（第2号に掲げる場合にあつては、刑法犯認知情報票及び刑法犯検挙情報票）の移送は、次の警察署へ速やかに行うものとする。

- (1) 当該事件の刑法犯認知情報票の内容が警察庁へ報告されている場合（当該事件の刑法犯認知情報票の内容を警察庁へ報告した警察署が当該事件について検挙等をした場合又は関東管区警察局から刑法犯検挙情報票の作成の依頼を受けた場合を除く。）は、当該事件の刑法犯認知情報票の内容を警察庁へ報告した警察署
- (2) 当該事件の刑法犯認知情報票の内容が警察庁へ報告されていない場合（当該事件の発生地を管轄する警察署が当該事件について検挙等をした場合又は関東管区警察局から刑法犯検挙情報票の作成の依頼を受けた場合を除く。）は、当該事件の発生地を管轄する警察署

(移送情報票の受信)

第18条 署運用管理責任者は、細則第9条第2項の規定により原票の内容の通知を受けた場合は、速やかに当該通知に係る原票の内容を点検し、当該警察署において入力すべき事項を追加入力し、これを警察庁へ報告するものとする。

(原票の作成等に関する簿冊の管理)

第19条 運用管理責任者は、原票の報告（移送を含む。）の際に電子情報処理組織により自動作成される次の資料を出力（(2)から(14)までの資料にあつては、出力が必要な警察署又は警察本部に限る。）して必要箇所に記入捺印の上、種類ごとに簿冊で保存するものとする。

- (1) 犯罪統計原票管理簿
- (2) 刑法犯認知情報票作成送信簿
- (3) 刑法犯検挙情報票作成送信簿
- (4) 特別法犯検挙情報票作成送信簿
- (5) 押収物件情報票作成送信簿
- (6) 刑法犯被疑者情報票（20歳以上）作成送信簿
- (7) 刑法犯被疑者情報票（少年）作成送信簿
- (8) 特別法犯被疑者情報票作成送信簿
- (9) 薬物関係被疑者補助票作成送信簿

- (10) 他機関引継被疑者補助票作成送信簿
- (11) 移送元原票処理状況表（認知票）
- (12) 移送元原票処理状況表（検挙票）
- (13) 移送先原票処理状況表（認知票）
- (14) 移送先原票処理状況表（検挙票）
- (15) 犯罪統計原票訂正・削除・枚数審査管理簿

2 前項により出力した簿冊のうち、第1号に規定する簿冊は1年間、その他のものは入力した日の属する月の翌月の末日まで保存するものとする。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の出力資料の保存について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の訓令に基づき作成された原票等の送付及び報告については、なお従前の例による。

附 則 （平成20年3月21日本部訓令第16号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

附 則 （平成24年3月21日本部訓令第5号）

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則 （平成24年12月17日本部訓令第18号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令に基づく原票の作成等に関する簿冊の管理については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年2月7日本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に改正前の犯罪統計の事務処理に関する訓令の規定により保存されている簿冊は、改正後の犯罪統計の事務処理に関する訓令の規定により保存されたものとみなす。

附 則 (平成28年2月19日本部訓令第3号)

この訓令は、平成28年2月26日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日本部訓令第4号)

この訓令は、平成29年3月24日から施行する。

附 則 (令和元年12月12日本部訓令第26号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月11日本部訓令第15号)

この訓令は、令和4年10月11日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、令和5年3月28日から施行する。

(別表省略)